

宮崎県防災救急ヘリコプターの調達に係る質問に対する回答

番号	資料種類	質問内容	回答
1	仕様書	【別表第2 ヘリコプターテレビ電送システム】 赤外線カメラは不要な仕様という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	仕様書	【別表第2 ヘリコプターテレビ電送システム】 仕様書を確認する限り、赤外線カメラが仕様書で要求されていません。 他の消防防災に関わる機体には、赤外線カメラが搭載されることが主流になっている一方で、貴県で赤外線カメラを必要としない理由を明確に御教示頂きたい。	仕様については、防災救急ヘリコプターの運航に係る関係機関の職員等で構成された機種仕様検討委員会で検討の上、決定している。
3	仕様書	【仕様書 P2 第3構造 1 大きさ(2) 全幅】 全幅は、格納庫に入れる際にローターブレードの位置を回転させ、最小の幅となる条件での全幅という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	仕様書	【仕様書 P21 別表第1-2 8 機外拡声装置】 拡声器の出力の要求はございますか。	仕様書に記載のとおり。 拡声器の出力については、機上の拡声器から地上に向けての音量・音声が、地上で十分に聞こえる性能を有するものとする。
5	仕様書	【仕様書 第3構造 1 大きさ】 (2) 全幅12.5m(メインローターブレードを含む)以下とされる一方、(4)では、現在使用する格納庫の間口が18.0mとされており、18.0mの間口からしますと、機体幅(メインローターブレードを含む)は、12.5m以上であっても入出庫に支障は生じさせないものと推測されますが、機体幅(メインローターブレードを含む)12.5mは何による制限となりますでしょうか。	仕様書に記載している全幅は、格納庫で待機・整備等を行う際にローターブレードの位置を回転させ、最小の幅となる条件での全幅を記載している。
6	仕様書	【仕様書 3頁 第3 構造 10 安全装備等】 令和元年9月24日 消防庁告示第4号「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」別表第2(第9条第2項関係)に記載されている装備品を御要求ですが、気象レーダーは不要でしょうか。	御質問の安全装備等は、仕様書10 安全装備等(1)に記載しているとおり。気象レーダーは、含まれない。

宮崎県防災救急ヘリコプターの調達に係る質問に対する回答

番号	資料種類	質問内容	回答
7	仕様書	<p>【仕様書 12頁 第9 保証】 「2 前号各号に掲げる装備品及び交換部品には、予備品を含むものとする。ただし、予備品を本機に装着した後の保証期間は、装着してから1年間とする。」とありますが、一般的に予備品の保証期間は納入後1年間が標準的なものとなっております。 極端な例ですが、貴県が防災救急ヘリコプターを運航するおおよそ20年間を保証期間とする必要がありますので、こちらの条件を貴県納入後1年間の保証期間と変更頂けますでしょうか。</p>	予備品の保証期間については、落札者が決定後に詳細を検討する。
8	入札説明書	<p>【入札参加申請関係：様式4 消防防災ヘリコプター等納入実績証明書】 過去に弊社が機体を納品した地方自治体や中央官公庁から書面の取付を要求されておりますが、納品した実績を証明するにあたって、国土交通省航空局への当該自治体並びに中央官公庁へ機体を引き渡した後に実施する移転登録に係る申請の書類を以てお認め頂けないでしょうか。</p>	<p>御質問の書類については、消防防災ヘリコプター等納入実績を証明する書類として認める。 なお、納入に係る契約書の写し（納入先、納入物件、数量、契約締結日、納入期限及び契約金額、契約者双方印が記載された部分のみで足りる）を添付すること。</p>
9	入札説明書	<p>【9 提案書の評価】 「宮崎県防災救急ヘリコプター提案書の評価基準及び評価点」の項目の配点ですが、項目を満たしていれば提案者に対して満点の配点がされるような絶対評価となるのでしょうか。若しくは、提案者の中でより良い提案をした提案者に対して多くの配点を与える相対評価となるのでしょうか。 例えば、「本県の航空消防活動に求められる機体性能等」において、「現行機を基準として」とありますが、貴県が要求する性能を満たせば満点が与えられるのか、若しくは貴県要求を満たし且つ提案者の中でより良い性能を提示した対案者に対して多くの配点が与えられるのでしょうか。</p>	<p>評価は絶対評価で行う。 なお、評価項目（基準）によって、具体的な採点基準を設けて提案書の内容がそれをどの程度満たすかで評価を行う項目と、機種選定委員会で行われる提案書のプレゼンテーションの内容等も踏まえて評価を行う項目がある。</p>
10	入札説明書	<p>【7 提案書（1）提出書類 別添3「宮崎県防災救急ヘリコプター提案書作成要領 2 （5）ヘリテレの評価】 ヘリテレの評価において、池上通信機（株）の地図合成装置（GEAR）を活用出来ることとあるが、宮崎県は同社製品以外の採用を認めないということか。（仕様書に同社製である旨の記載がないため）</p>	お見込みのとおり。